

平成 24 年 11 月 定例会

請願・陳情参考資料

(平成 24 年 11 月 28 日)

生活環境部

受理番号 受理年月日	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
24年-24 (24.11.13)	生活環境部	<p>集団的消費者被害回復に 係る訴訟制度の早期創設 を求める意見書の提出に ついて</p> <p>鳥取市岩吉175-4 鳥取県生活協同組合連合 会 会長 松軒 浩史</p>	<p>平成21年9月に施行された消費者庁及び消費者委員会設置法の附則を受け、国（消費者庁）は、有識者で構成された研究会で検討を重ねて作成した集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案について、既に平成24年8月から9月にかけて意見募集及び説明会を終え、現在、できる限り早期の法案提出を目指して作業を進めている。</p> <p>〔消費者庁及び消費者委員会設置法附則第6項〕 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な利益をばく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>＜参考＞ 制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現行の消費者団体訴訟制度 適格消費者団体（※）が、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、事業者の不当な行為に対して差止請求ができる制度。 ○新たな訴訟制度（案） 特定適格消費者団体（※）が訴訟を提起し勝訴した場合、個々の消費者が自らの被害回復のため、勝訴した団体に委任して、簡易な手続により、被害額を確定し返還が受けられる制度。 <p>（※）「特定非営利活動法人または公益法人であること」や「消費者保護を主たる目的とし、継続的な活動実績があること」、「弁護士等法律に関する専門的な知識経験を有する者がいること」などの要件を満たす団体で内閣総理大臣が認定 (特定適格消費者団体は、適格消費者団体のうち特定の要件を満たす団体を認定)</p>

陳情(新規)

受理番号 受理年月日	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
24年-27 (H24.11.26)	生活環境部 鳥取市	湖山池高塩分化事業の中止 と見直しについて 鳥取市 鶴崎展巨	<p>○湖山池では、昭和58年の千代川河口付替え工事をきっかけに、周辺農地に塩害が生じ、農業と漁業の両立を図る調整の結果、淡水化したが、水質の悪化が顕著となった。湖山池100人委員会等により、様々な議論がなされ、平成17年から塩分導入試験を開始したが、アオコの発生・悪臭やヒシの大量繁茂は改善されず、ヒシの刈り取りに多額の経費を費やした。(H22:3,300万円、H23:5,000万円)</p> <p>○平成24年1月に農業者の同意等を受け、湖山池会議による高塩分化の方針決定を受け、同年3月に高塩分化の取組み(2,000~5,000mg/Lの塩分濃度)を開始した。 (11月現在の塩分濃度:約7,000mg/L／本年夏季の高温少雨による貧酸素化の抑制等の対応結果)</p> <p>○平成24年9月~11月の池内・周辺調査では、周辺ため池や流入河川において、カラスガイ等の淡水貝類の生息が相当数あることを確認したが、池内での生息は確認できていない。</p> <p>○高塩分化開始後の水環境は、アオコやヒシの大量発生は皆無の状況であり、また、9月に周辺地区的自治会・役員アンケートでは、95%(89名)の者が、高塩分化の取組みについて「継続、または少なくとも数年間は経過観察すべき」と回答し、高塩分化の即刻中止・見直しを望む意見は1%(1名)であり、11月に開催した「湖山池シンポジウム」でも報告したところ。</p> <p>○高塩分化の方針決定の際は、専門家で構成する委員会を設置し、水質予測や植物や魚介類等の生態系要素の変動予測などを行うとともに、住民アンケート等の結果も考慮して方針決定しており、県環境審議会等へも経過報告を行っている。</p> <p>○高塩分化後の環境の把握は、水質、生態系要素等の各種モニタリングを強化し、各分野の学識者で構成される「環境モニタリング委員会」を9月に設置して、評価や顕在化する課題への対応を検討する体制も整備している。</p> <p>○水質保全に対する取組みは、下水道整備等の生活排水対策、浚渫・覆砂等の湖内対策等を盛り込んだ水質管理計画を今年度中に策定し、引き続き、多面的な施策を展開する。</p> <p>○なお、千代川と湖山池の間に水路を設置し、昭和58年以前の河口付替えの状況に戻すための経費は、平成7年当時に約36億円と試算したところであるが、取組みには至らなかった。</p>